

「定期縛りなし」のはずが… ～解約しないと続く定期購入～

スマートフォンで動画を見ていたら「定期縛りなし」と記載されたダイエットサプリメントの広告が表示された。初回お試し価格980円とお手頃だったので試してみたいと思い注文した。商品が届きコンビニ後払いで支払った。ところが翌月同じ商品が2袋届き、15000円の請求書が同封されていた。事業者にお問い合わせると、「次回発送日の2週間前までに解約の手続きが必要だった。」と言われた。定期縛りなしとは1回限りのことだと思っていた。解約したい。



「定期縛りなし」とは「1回限り」という意味ではない可能性があります。

ポイント

- 「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約（いつでも解約できる定期購入）」である可能性があるので注意が必要です。
- インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件になっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう
- 最終確認画面はスクリーンショットで必ず保存しましょう。またスクリーンショットの方法がわからない場合は契約している通信事業者や携帯電話ショップ等にお問い合わせてください。また「2回目送り返しません」等の文言が掲載されている広告もあります。こちらも保存しておきましょう。
- 不安に思ったり、トラブルが生じた場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

困ったな、あやしいなと思ったら
早めに相談しましょう

飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530
消費者ホットライン 局番なし 188（いやや）